

福岡県公報

令和2年10月27日
第147号

目次

告示(第797号-第804号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	3
公 告		
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	4
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	6
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	7
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	7

告 示

福岡県告示第797号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市八木山字大久保1798の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保1798の2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第798号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市熊ヶ畑字山下1245の2、1248の1、1248の3
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下1245の2・1248の1・1248の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第799号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字木和田1996、1997

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第800号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字春吉字蛭谷95の2・大字山本字蛭谷15の1・15の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月福岡県告示第634号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月28日農林水産省告示第2304号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第803号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	175	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西福岡交通安全協会 会長 大隈弘毅	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署内	令和2年9月8日
旧		福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西福岡交通安全協会 会長 江島信行		

福岡県告示第804号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
542	筑紫野市大字筑紫120-1 株式会社CDS	筑紫野市大字筑紫野120-1 筑紫野自動車学校	令和2年9月25日

公 告

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律

第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
熊 丸 正 一	久留米市梅満町765番地 1

公告

解散した清算法人 合河東部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
中 岩 嵩	豊前市大字上川底261番地 4
山 本 矩 生	豊前市大字上川底1477番地
戸 成 重 義	豊前市大字上川底1050番地
大 岩 久 和	豊前市大字上川底407番地
面 ノ 明 豊	豊前市大字中川底499番地
山 崎 長 年	豊前市大字中川底1348番地
松 崎 重 美	豊前市大字中川底1040番地 1

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 組合の名称
古賀市玄望園土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成30年2月2日から令和3年3月31日まで
- 施行地区
古賀市筵内字且ノ原、字湯釜、字田倉及び字辰ヶ元の各一部
- 事務所の所在地
古賀市筵内1012番地
- 設立認可の年月日
平成30年1月22日
- 変更認可の年月日
令和2年10月16日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日

令和2年10月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988 外

3 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
1	第一駐車場北側	1	第一駐車場北側
2	第二駐車場北東側 第二駐車場南東側	2	第二駐車場北東側 第二駐車場南東側
2	第三駐車場東側南寄り 第三駐車場北西側	2	第三駐車場東側南寄り 第三駐車場北西側
4	第四駐車場南側西寄り 第四駐車場南側中央部 第四駐車場東寄り 第四駐車場北東側	5	第四駐車場南側西寄り 第四駐車場南側中央部 第四駐車場東寄り 第四駐車場北東側 第四駐車場西側中央部
9	合計	10	合計

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
2 福整第232号-5	令和2年8月17日	令和4年3月31日	①： 起点：古賀市日吉二丁目1337-4 終点：古賀市日吉二丁目1333-3	①：70.0 ②：125.0	①：16.1～16.7 ②：15.3～17.0

			目1333-3 ②： 起点：古賀市日吉二丁目1328-7 終点：古賀市日吉二丁目1323-1		
2 福整第232号-6	令和2年9月4日	令和4年7月29日	起点：糟屋郡須恵町大字新原字佛道16-15地先 終点：糟屋郡須恵町大字新原字佛道16-13地先	115	25.0～27.0
2 福整第232号-7	令和2年9月25日	令和4年7月29日	起点：糟屋郡須恵町大字上須恵字大高原1203-6地先 終点：糟屋郡須恵町大字上須恵字大高原1203-1地先	60	33.0
1 久整第1659号	令和元年12月17日	令和2年3月31日まで	起点：三井郡大刀洗町大字鶴木字栗崎1440番26の一部 終点：三井郡大刀洗町大字鶴木字栗崎1440番26の一部	75.45	5.35
1 久整第1659号-2	令和2年2月10日	令和4年2月6日まで	起点：うきは市浮羽町東隈上571番12 終点：うきは市浮羽町東隈上342番16	450.0	15.0～25.8
2 久整第1451号	令和2年6月1日	令和4年5月31日まで	起点：うきは市吉井町鷹取213番2 終点：うきは市吉井町鷹取96番3	377	11.90～19.50
2 南整柳第957号-4	令和2年9月14日	令和4年8月31日まで	起点：柳川市上宮永町78番6先 終点：柳川市上宮永町76番8先	30.0	19.00～47.60
2 女整第701号-2	令和2年7月29日	令和4年3月31日まで	起点：筑後市大字下北島1139番1先 終点：筑後市大字井田910番地1先	1,735	10.5
2 田整第3005号-1	令和2年8月31日	令和4年8月30日	①： 起点：田川郡大任町大字大行事2116番地1 終点：田川郡大任町大	①：316.03 ②：354.94 ③：61.74 ④：65.75	①：6.50 ②：6.00 ③：6.00 ④：6.00

			字大行事1800番地 8 ②： 起点：田川郡大任町大 字大行事1773番地 1 終点：田川郡大任町大 字大行事1800番地 8 ③： 起点：田川郡大任町大 字大行事1774番地 1 終点：田川郡大任町大 字大行事1776番地 1 ④： 起点：田川郡大任町大 字大行事1785番地 終点：田川郡大任町大 字大行事1787番地 ⑤： 起点：田川郡大任町大 字大行事1786番地 終点：田川郡大任町大 字大行事1796番地 ⑥： 起点：田川郡大任町大 字大行事1773番地 1 終点：田川郡大任町大 字大行事1774番地 1 ⑦： 起点：田川郡大任町大 字大行事1769番地 1 終点：田川郡大任町大 字大行事1770番地 ⑧： 起点：田川郡大任町大 字大行事1770番地 終点：田川郡大任町大 字大行事1769番地 1 ⑨： 起点：田川郡大任町大 字大行事2116番地 1 終点：田川郡大任町大 字大行事2116番地 1	⑤：72.96 ⑥：212.21 ⑦：54.00 ⑧：22.35 ⑨：79.37	⑤：6.00 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00
2 田整第 3005号 - 2	令和 2 年 9 月 10 日	令和 4 年 8 月 31 日	起点：田川郡大任町大 字今任原2983 - 5 終点：田川郡大任町大 字今任原2983 - 3	53.00	17.00

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 10 月 27 日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
2 福整第 1520号 - 3	令和 2 年 9 月 24 日	糟屋郡粕屋町大字袖須字 袖須52番 8	28.7	4.0
1 久整第 642号 - 2	令和元年11月14日	うきは市吉井町字白瀬町 661番 2	34.02	4.10
2 久整第 465号	令和 2 年 9 月 9 日	三井郡大刀洗町大字山隈 字上下232 - 1、232 - 3 、232 - 4、232 - 5	51.37	6.00
2 久整第 465号 - 2	令和 2 年 7 月 14 日	小郡市津古字空前1250番 11	24.04	6.00
2 南整柳第 466号 - 3	令和 2 年 9 月 16 日	みやま市瀬高町下庄字廻 り町476 - 1	45.407	6.00
2 南整柳第 466号 - 4	令和 2 年 8 月 18 日	柳川市常盤町50番 5、114 番27の一部	30.750	5.200~5.225
2 女整第47 号 - 6	令和 2 年 8 月 4 日	筑後市大字前津字前田 2404番 4	35.45	6.01~6.01
2 女整第47 号 - 7	令和 2 年 9 月 10 日	筑後市大字蔵数字前畑30 番20	57.98	6.08~6.10
2 直整第 2239号	令和 2 年 6 月 17 日	宮若市福丸字宮ノ後336 - 7、336 - 8、336 - 5 の 一部	46.23	4.00
2 直整第 2239号 - 2	令和 2 年 7 月 14 日	直方市大字感田2373 - 1 、2373 - 2、2374 - 2、 2375 - 2	41.87	6.00~6.08
2 直整第	令和 2 年 8 月 13 日	直方市大字頓野1193番 1	27.862	6.0

2239号-3		、1193番6の一部		
2直整第 2239号-4	令和2年9月10日	直方市大字感田2800番10	33.81	5.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
1久整第 644号	令和2年1月6日	全部廃止	三井郡大刀洗町大字山隈字赤土手1720番8、1720番87	60.99
1久整第 644号-2	令和2年1月16日	全部廃止	三井郡大刀洗町大字本郷字寺後2825番1、2828番1、2828番12、2840番3、字伴屋2387番6	46.83

公告

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則案について、令和2年9月4日から令和2年9月18日までの間、御意見を募集したところ、2件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和2年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	希少種保全のための活動の妨げとならないように、学術研究・保全・調査についての申請手続きの簡略化をしてほしい。	捕獲等の申請については、指定希少野生動植物種の保護に資するものであるか審査するため、その審査に必要な手

		続きをお願いすることとしております。
2	研究者等だけでなく、一般愛好家の採集手続きの簡略化等を行い、引き続きモニタリングや標本作成による調査を継続できるようにしてほしい。	捕獲等の申請については、指定希少野生動植物種の保護に資するものであるか審査するため、その審査に必要な手続きをお願いすることとしております。

2 公布日

令和2年10月6日

3 問い合わせ先

環境部自然環境課野生生物係

電話：092-643-3367

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp